

石油スワップの上場廃止等に伴う業務規程等の一部改正について

2021年3月30日
株式会社東京商品取引所

I. 趣旨

当社は、業務規程等の一部改正を行い、本年4月1日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表を御覧ください。）。

今回の改正は、本年4月1日に予定している石油製品の現金決済先物取引（以下「石油スワップ」といいます。）の上場廃止等に伴う取引制度の見直しについて、関連する諸規定の改正を行うものです。

II. 改正概要

1. 既存商品の上場廃止関係

(1) 石油スワップの上場廃止

- 石油スワップ 全6商品(売買停止中)を2021年4月1日に上場廃止とします。

- 石油スワップの廃止に伴い、石油スワップを利用するエネルギー希望受渡制度を廃止します。

(2) アルミニウム先物の上場廃止

- アルミニウム先物(休止中)を2021年4月1日に上場廃止とします。
- アルミニウム市場の閉鎖に伴い、以下の規定について廃止します。

アルミニウム市場管理細則

アルミニウム受渡細則

アルミニウム市場ヘッジ玉取扱要領

アルミニウム申告受渡実施要領

アルミニウム受渡条件調整実施要領

アルミニウム地金に係る取扱要領

(備考)

- 業務規程(以下「規程」といいます。)第14条等
- 取引参加料等に関する細則第3条等

- 規程第79条等
- 受託契約準則(以下「準則」といいます。)第16条の3

- 規程第11条等
- 準則第7条等
- 取引参加料等に関する細則第3条

2. 取引参加者制度関係

- ・名義変更手数料を廃止します。

- ・規程第110条等
- ・取引参加料等に関する細則第1条等

3. その他

- ・その他所要の改正を行います。

- ・規程第27条等
- ・準則第6条等
- ・取引参加料に関する細則第3条等

Ⅲ. 施行日

- ・2021年4月1日から施行します。

以上